

石川県避難計画要綱について

- 原子力防災対策の重点区域が30kmに拡大され、関係市町（UPZ圏内8市町）が広域避難を行う必要があることから、関係市町の避難計画の作成に必要となる基本事項を定めたもの。
- 関係市町は、地域防災計画原子力防災計画編及び本要綱に基づき避難計画の具体的事項を定める。

主な内容

避難等の基準及び防護対策

※ 原子力災害対策指針に基づく避難等の基準

◆PAZ(概ね5km)圏内  
志賀原子力発電所の緊急事態のレベル(EAL)に応じて避難等を実施

EAL	EALの基準	想定される措置内容
EAL 1	県内で震度6弱以上 大津波警報発令 など	要援護者の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)
EAL 2	原災法第10条の通報基準に達したとき ( ・原子炉冷却材の漏えい ・全交流電源が5分以上喪失 等)	要援護者の避難、 住民等の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)
EAL 3	原災法第15条の原子力緊急事態 宣言がなされたとき ( ・全ての炉心冷却機能の喪失 ・原子炉を停止する全機能の喪失 等)	住民等の避難を開始

◆UPZ(概ね5km~30km)圏内  
緊急時放射線モニタリングの結果を踏まえ、避難等を実施

OIL	OILの基準	想定される措置内容
OIL 1	毎時 500 マイクロベクレル	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OIL 2	毎時 20 マイクロベクレル	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に 一時移転を実施

住民の避難体制

- ① 避難の指示・伝達
  - 関係市町(30km圏内の8市町)は、内閣総理大臣の指示に基づき、避難指示等を発令する場合には、CATV、ホームページ、緊急速報メール等あらゆる広報手段により速やかに住民広報を行う。
  - 県及び関係市町は、志賀原子力発電所における事故の状況や避難に関する情報を、報道機関等を通じて住民に適切に周知する。
- ② 避難先の確保・周知
  - 県及び関係市町は、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ選定した町会や集落単位での避難先について、住民に事前に周知する。(参考資料1)
  - 避難先としている市町が被災等によって避難の受け入れが困難な場合、又は災害の状況や気象状況によって基本的避難先への避難によりがたい場合には、県及び関係市町は、他の自治体等(県内のバックアップ市町や富山県等)と避難住民の受け入れの調整を行う。
- ③ 避難手段の確保
  - 避難にあたっては、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や国、県、関係市町の保有する車両、民間車両、海上交通手段などのあらゆる手段を活用する。
  - 自家用車で避難する住民は、渋滞緩和や円滑な避難のため、可能な限り乗りあわせに努める。
  - 自家用車で避難する住民は、要援護者や自家用車を保有していない者を可能な限り同乗させるなど、避難に協力するよう努める。
  - 避難を円滑に実施するため、県警察本部は、道路管理者等と連携し、災害の状況等を踏まえて、避難経路の要所で交通規制及び交通誘導を強化する。

## 主な内容

## 住民の避難体制(つづき)

- ④ 避難ルートの周知
  - 県、関係市町は、避難の際に使用することが想定される基本的な避難ルートについて、事前に住民に対して周知を図る。(参考資料2)
- ⑤ 学校等における対応
  - 学校等の施設管理者は、保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めるとともに、災害時に適切に対応できるよう避難計画(学校安全計画)を策定する。
- ⑥ 避難所責任者
  - 関係市町は、避難所責任者をおき、避難先市町の協力のもと、避難住民の受入業務を行う。
    - 【避難所責任者の業務】
    - ・関係市町本部との情報伝達手段の確保、
    - ・避難住民の把握、住民への情報提供 など

## 災害時要援護者の避難体制

- ① 在宅の災害時要援護者
  - 関係市町は、災害時要援護者リスト等により、在宅の要援護者の把握に努めるとともに、災害時の避難等について必要な支援を行う。
  - 関係市町は、速やかに避難先市町等の協力を得て、避難所での生活が困難な者を、できるだけ早期に福祉避難所へ避難させる。
- ② 社会福祉施設等入所者、病院等入院患者
  - 社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難計画を策定し、災害時には入所者などの避難にあたる。
  - 国、県及び関係市町は、施設管理者と協力して入所者等の受入先の確保に努める。
  - 社会福祉施設等については、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。
  - バス、福祉車両等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、国、県及び関係市町が、関係機関の協力を得て確保し、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

## 避難先市町の受入について

- ① 避難所の開設、運営等
  - 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先市町等が施設管理者と協力して行う。
  - 避難開始当初における、避難所の運営、避難住民の誘導などの避難住民の受入業務については、関係市町と避難先市町の職員が協力して実施する。
  - 避難所の開設後は、できるだけ早期に避難者による自主防災組織等を核とした自主運営体制へ移行する。
- ② 避難物資の確保
  - 避難所への食糧や毛布等避難物資については、県及び関係市町は、国や関係事業者、避難先市町等に要請し、迅速に確保する。
- ③ 福祉避難所の開設、運営
  - 福祉避難所の開設、運営は、避難の受入要請を踏まえて、避難先市町が施設管理者の協力を得て行う。
- ④ 避難にかかる費用負担
  - 避難に係る費用負担については、災害救助法等の適用のほか、国における費用負担や原子力損害賠償法の運用等の状況を踏まえ、最終的に避難先市町の負担とならないことを原則とする。